

第3章 US & R隊の組織と活動

第1節 US & R隊



1 US & R隊

都市搜索救助隊（US & R隊）とは、正式には、Urban Search & Rescue Task Force と言い、主として崩壊した建築物等に埋もれている人々を探し出し（Search）、救出する（Rescue）活動を行う。

US & R隊は、全米各地の消防本部等に設置されているが、FEMAにより指定され、大規模災害等の際にFEMAにより要請され出動する全国的なネットワーク組織としては、現在25のUS & R隊が存在する。それらの隊は、必要な機具及び装備並びに必要な技術と手法を保有し、大規模災害等における被災者救助及び危険緩和に活躍している。

FEMAの支援の下、地方レベルの既存の緊急事態対応陣容のUS & R隊を全国的に統一し、大規模災害等対応隊として構成する枠組みを国家都市搜索救助対応システム (National Urban Search and Rescue Response System) と言う。本章及び第4章では、これらの仕組みと活動状況について概説する。

2 US & R隊の定義

国家US & R隊は第1章で述べた連邦対応計画における12種類の緊急支援活動（ESF）の一つ（ESF 9）を構成する。

連邦対応計画におけるESF 9の主務官庁は名目上は国防省とされているが、これは、FEMA主導のUS & R隊が発展しておらず、国防省における軍のUS & R隊が主な役割

ている現在においては、E S F 9の主務官庁はF E M Aと考えられている。

U S & R隊は、国防省においても現在なお存在し、基本的な救助活動の際には実際に活動しているところでもあるが、大規模災害等における高度に複雑化した搜索救助活動は現在もっぱらF E M A主導のU S & R隊により行われている。

連邦対応計画等の規定上、国防省におけるU S & R隊は Military US&R Task Force 、F E M Aが組織するU S & R隊は Civilian US&R Task Force と表記されているが、本章におけるU S & R隊は、後者を意味していることに注意されたい。

3 U S & R隊の創設

1985年のメキシコ地震及び1988年のアルメニア地震が発生した際、崩壊した建物の内部に多くの人々が閉じ込められる事態となったが、がれきに埋まった人々を無事救出するには、危険な被災現場に熟達した多分野にわたる専門家と特殊な機器が必要であるという提言が出された。

1989年には、カリフォルニアにおいてロマプリータ地震、南カリフォルニアにおいてヒューゴ・ハリケーンが発生した際、連邦議会は、F E M Aに対し、全国的な搜索救助隊のネットワークを創設するよう要請するに至った。

同じ1989年には、カリフォルニア州緊急対策局が、カリフォルニア州内部におけるU S & R隊を創設し、全国的なU S & R隊の先駆けとしての役割を果たした。（今日でも、F E M Aにおける教育訓練プログラム等、U S & R活動に関するノウハウは、カリフォルニア州に依存することが多い。）

全国的なU S & R隊のネットワークは、戦略的に17の州に配置された25の消防本部等に対しF E M Aが財政支援することを正式に表明した1991年9月に創設された。

第2節 U S & R隊の配置と支援機関

参照図4及び5が示すように、現在、17州に25のU S & R隊の支援機関（消防本部である場合が多い）が設置されている。これは、上述した創設時における25の支援機関がそのまま残存したものである。創設時における25の支援機関は、戦略的な意味も多分にあるが、応募した34の機関の中から選出された経緯がある。

当面、この25の支援機関の数を増やす予定はないといわれている。ただし、（F E M Aからの定期的財政支援を受けていないという意味で）名目上の国家U S & R隊ではないが、実質上U S & R隊として認められ、実際にF E M Aの要請を受けて活動している1機関（マイアミ市消防本部）も存在するので、現在、F E M Aにより派遣されうる支援機関は、実際には26存在していることになる。今後、支援機関の間の競争により、マイアミ市消防本部のU S & R隊が正式なU S & R隊に昇格する一方、既存のU S & R隊が脱落す

ることも予想されうる。

F E M Aは、U S & R隊（支援機関）としては2 5 隊が必要にして十分であるとみており、その数を2 5 隊に固定することを非常に重視している。しかし、その数を限定する理由は、幾分財政的な要因によるものともいえそうである。

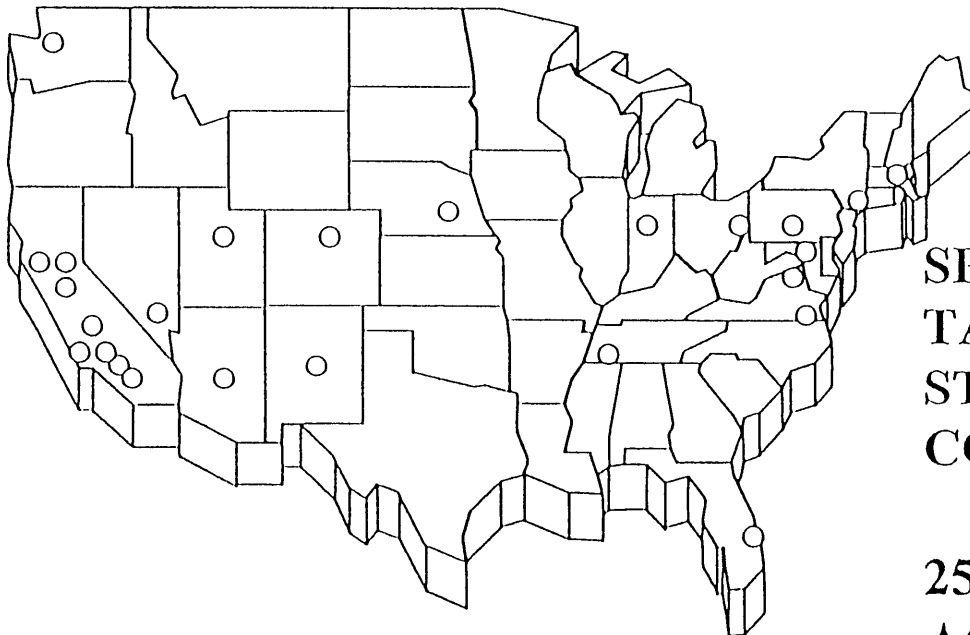
それぞれの支援機関には、それぞれU S & R隊が1 隊存在し、2 隊以上のU S & R隊を有する支援機関は存在しない。

それぞれの支援機関は、比較的大規模な消防本部等であり（平均的な規模は1 0 0 0 人の人員を抱える消防本部）、U S & R隊が他の地域に出動した場合における人員の確保に苦慮するような消防本部等はないといわれる。ただし、中には比較的小規模の支援機関もあり、そのような機関は、周辺の消防本部等の協力支援の下、活動を行っているようである。

それぞれのU S & R隊におけるレベルの差はかなりあり、その均等化が現在のF E M Aの抱える一つの課題といつてよい。

参照図 4

URBAN SEARCH & RESCUE



**SPECIALIZED
TASK FORCES FOR
STRUCTURAL
COLLAPSE RESCUE**

**25 TASK FORCES
ACROSS U.S. ARE
LOCALLY
CO-SPONSORED**

US&R

US&R TASK FORCES

<u>state</u>	<u>task force</u>	<u>organization</u>
Arizona	AZ-TF1	Phoenix Fire Dept.
California	CA-TF1	LA City Fire Dept.
	CA-TF2	LA County Fire Dept.
	CA-TF3	Menlo Park Fire Dept.
	CA-TF4	Oakland Fire Dept.
	CA-TF5	Orange County Fire Dept.
	CA-TF6	Riverside Fire Dept.
	CA-TF7	Sacramento Fire Dept.
	CA-TF8	San Diego Fire Dept.
Colorado	CO-TF1	State of Colorado
Florida	FL-TF1	Metro-Dade Fire Dept.
	(FL-TF2	City of Miami Fire Dept.)
Indiana	IN-TF1	Marion County Fire Dept.
Maryland	MD-TF1	Montgomery Co. Fire Dept.
Massachusetts	MA-TF1	City of Beverley
Nebraska	NE-TF1	City of Lincoln
Nevada	NV-TF1	Clark County
New Mexico	NM-TF1	State of New Mexico
New York	NY-TF1	NYC Fire, Police, EMS
Ohio	OH-TF1	Jefferson County
Pennsylvania	PA-TF1	State of Pennsylvania
Tennessee	TN-TF1	Memphis/Shelby Co. EMA
Utah	UT-TF1	State of Utah
	VA-TF1	Fairfax Co Fire & Rescue Dept.
Virginia	VA-TF2	Virginia Beach Fire Dept.
	WA-TF1	Pierce/King Counties
Washington		

第3節 US & R隊の構成と各隊員の役割

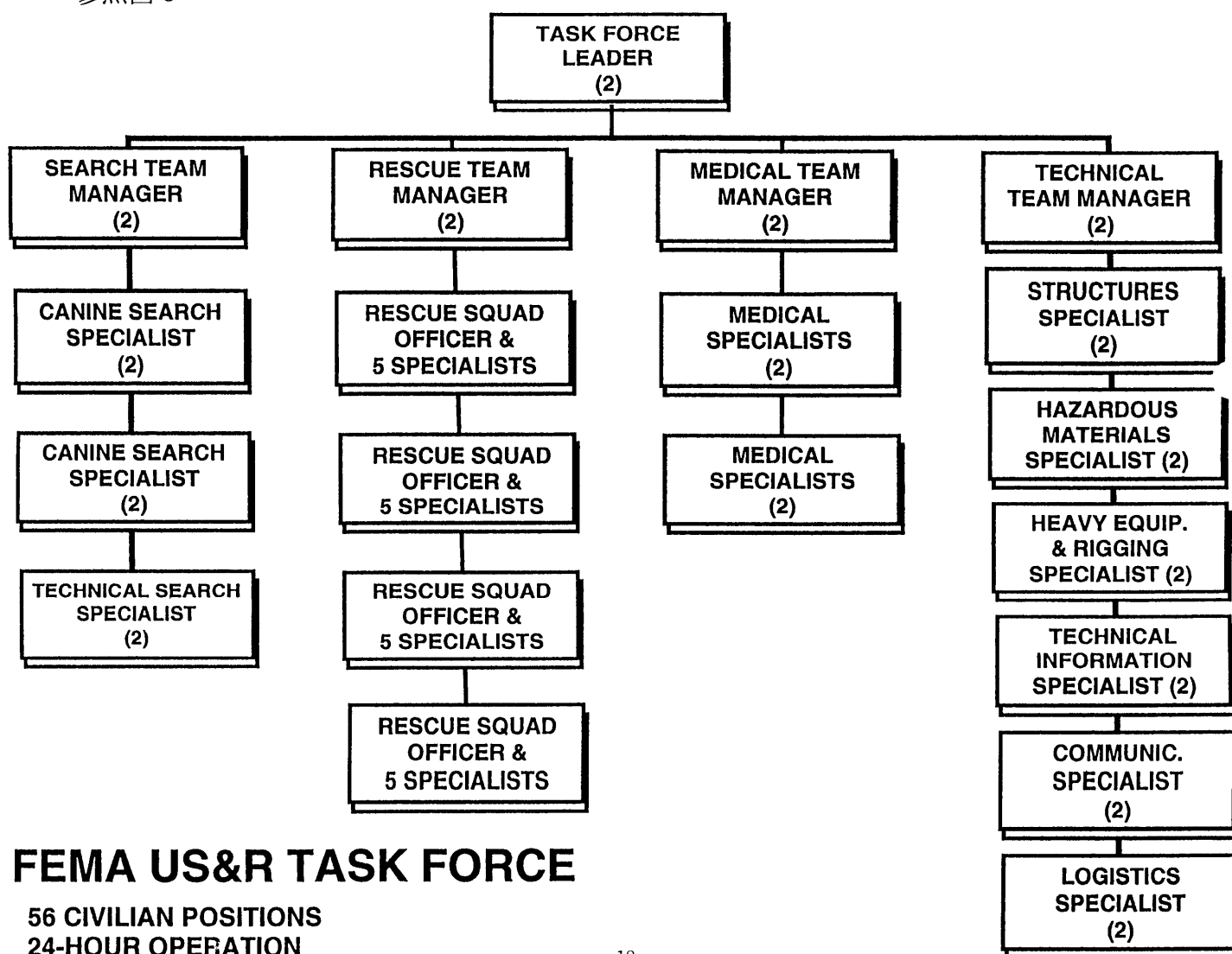
1 US & R隊の構成

US & R隊の各隊の構成は、参照図6が示すとおり、56の専門家から成っている。各隊とも、四つの主な機能要素及びそれに付随するポジションからなり、24時間体制の捜索救助活動が行えるスタッフを擁している。

24時間体制を可能にするため、各隊は原則としてそれぞれのポジションが2人体制で編成されており、56の専門家を2組に分けて1組28の専門家集団が12時間交替で活動することになる。

災害対応のためには、捜索、救助、医療及び技術活動を統一して行う必要がある。US & R隊は、必要な専門技術を備えたスタッフにより、その活動の一体性を確保することとしており、即時災害対応を図りうるよう完全な自給自足体制を備えた包括的備蓄により支えられている。

参照図6



2 各ポジションの役割

a 搜索救助隊リーダー(TASK FORCE LEADER)

搜索救助隊リーダーは、搜索、救助、医療、技術の各ポジションを統括し、統一した災害対応を行うよう努めなければならない。その主な役割は以下のとおりである。

- ・ 隊における搜索救助活動計画を作成し、履行すること
- ・ 隊の活動を調整し、監督すること
- ・ チームマネジャーを監督し、すべての安全配慮手続きを確認すること
- ・ 隊における組織上・兵站上の必要を決定すること
- ・ 隊の支援要求に関して国防省の連絡チームと連携すること
- ・ すべての隊員に状況の変化を周知させること
- ・ 状況報告書を提供し、記録書及び報告書を保持し、履行評価書作成の準備をすること
- ・ その他、付加的な任務を遂行すること

b 搜索チーム(SEARCH TEAM)

搜索チームの主要目的は、崩壊した建築物等に埋もれている生存者を発見することにある。搜索チームは、搜索犬、電気及び身体を用いた搜索技術及び戦略を、時に別々に時に融合することにより、提供しなければならない。

U S & R 隊は3種類の搜索技術を備えているが、その第1の搜索技術が、搜索犬によるものである。適切に訓練を積んだ搜索犬は、比較的短期間に広範囲にわたる搜索を可能とする。搜索犬は、その鋭敏な嗅覚によって被災者の存在を確認しうるため、がれきの下等に埋もれている意識不明の被災者で、その叫び声等が聞こえないような場合には特に効果を発揮する。

搜索犬による搜索は、第1の搜索犬が兆候を示した地点を、第2の搜索犬により確認させ、同じような兆候を示した場合、初めてその地点に被災者が存在することを確認するという方法をとっている。

第2の搜索技術は、電気搜索と呼ばれるものである、これは、最新の聴音装置を利用することにより、被災者が発するかすかな音声や物音を感知することにより被災者の存在を確認する方法である。

電気搜索を行う際には、被災者が発するかすかな音声を感知するため、拡声器等を利用して音声を拡大する。また、被災者の存在を確実に把握するため、意識のありそうな被災者に対しては、「5回続けて近くのものを叩いて」と指示して、その連続音を把握するという手法をとるべきだとされている。このような搜索が行われている間、電気搜索地域の周辺は、できる限り静かであることが要求される。

第3の搜索技術は、ファイバーオプティックを利用した内視装置によるものである。これは、コンクリート用ハンマー・ドリルで開口した後、ファイバーオプティックでその中

を覗き込むことにより、被災者が存在する正確な地点を把握する方法である。

この技術は、被災者を救出する段階で利用されることも多く、搜索技術であると同時に救助技術としても利用されている。

このほか、身体搜索と呼ばれるものがあるが、これは文字どおり、隊員自身の身体を使って搜索活動を行うものであり、隊員が、がれきの中をのぞき込んだり、被災者が発する音を聞き取ったりすることにより、被災者の存在を確認するものである。

b1 搜索チームマネージャー(SEARCH TEAM MANAGER)

搜索チームマネージャーは、搜索チームを管理監督し、搜索救助隊リーダーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・災害等における搜索計画を作成し、履行すること
- ・すべての搜索活動を調整し、監督すること
- ・搜索犬搜索専門家等搜索専門家を直接監督し、すべての安全配慮手続きを確認すること
- ・搜索における組織上・兵站上の必要を決定すること
- ・ブリーフィング及び状況報告を受け、すべての搜索隊員に状況の変化を周知させること
- ・状況報告書を提供し、記録書及び報告書を保持し、履行評価書の作成を準備すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

b2 搜索犬搜索専門家(CANINE SEARCH SPECIALIST)

搜索犬搜索専門家は、搜索機能の一つとして活動し、搜索チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・適切な搜索技術及び搜索犬操作能力を用いて、崩壊した建築物の中、水中、がれきの下、地滑りの中、火災地域等における搜索活動を行うこと
- ・（搜索犬による）警告地点を記録し、被災者の状況を判断すること
- ・他の搜索及び救助隊と協力し支援すること
- ・支給された装備等を管理すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

b3 技能搜索専門家(TECHNICAL SEARCH SPECIALIST)

技能搜索専門家は、搜索機能の一つとして活動し、搜索チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・適切な電気搜索機具及び技術を用いて、崩壊した建築物の中、水中、がれきの下、地滑りの中、火災地域等における搜索活動を行うこと
- ・被災者が存在する可能性のある地点を記録し、被災者の状況を判断すること
- ・他の搜索及び救助隊と協力し支援すること
- ・支給された装備等を管理すること

- ・その他、付加的な任務を遂行すること

c 救助チーム(RESCUE TEAM)

救助チームは四つの救助小隊に分けられる。救助チームの主要任務は、危険地域の評価、構造の安定化、突破口の創出、現場踏査及び生存者の救出である。

c1 救助チームマネージャー(RESCUE TEAM MANAGER)

救助チームマネージャーは、救助チームを管理監督し、搜索救助隊リーダーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・災害等における救助計画を作成し、履行すること
- ・すべての救助活動を調整し、監督すること
- ・救助小隊長を直接監督し、すべての安全配慮手続きを確認すること
- ・救助における組織上・兵站上の必要を決定すること
- ・ブリーフィング及び状況報告を受け、すべての救助隊員に状況の変化を周知させること
- ・状況報告書を提供し、記録書及び報告書を保持し、履行評価書作成の準備をすること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

c2 救助小隊長(RESCUE SQUAD OFFICER)

救助小隊長は、救助小隊を管理監督し、救助チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・災害等における救助計画を作成し、履行することを補助すること
- ・特定の救助現場における救助小隊のすべての活動を調整し、監督すること
- ・救助小隊又は救助現場における組織上・兵站上の必要を決定すること
- ・5人の救助専門家から成る救助小隊を監督し、すべての安全配慮手続きを確認すること
- ・ブリーフィング及び状況報告を受け、すべての救助隊員に状況の変化を周知させること
- ・状況報告書を提供し、記録書及び報告書を保持し、履行評価書作成の準備をすること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

c3 救助専門家(RESCUE SPECIALIST)

救助専門家は、U S & R 隊において救助機能を履行する責任を負い、救助チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・必要な救助技術を履行し、必要な救助装備を操作すること
- ・救助小隊長の直接指揮の下、救助活動を行い、必要な際には定期的な状況進展報告をすること
- ・ロープを用いた救助、閉ざされた空間における救助、構造物の支柱化及び安定化、突破口の創出、被災者のパッキング及び救出等の、適切な救助戦略及び技術を適用すること

- ・安全で効果的な活動を行い、救助道具及び装備を保持すること
- ・支給された装備等を管理すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

d 医療チーム(MEDICAL TEAM)

医療チームは、病院に運ばれる以前の比較的長時間におよぶ緊急医療行為を提供する。また、隊員の健康管理を行い、隊員の災害現場等におけるストレスシンδροームを解消し、隊員が危険物に曝された場合の最小限の治療を行う。同時に、搜索犬に対する治療も提供する。

医療チームは、国家災害医療システム（National Disaster Medical System; N D M S）の支援の下で災害医療支援チーム（Disaster Medical Assistance Team ; D M A T）における特殊なカテゴリーに属しているとみなされる。

現存する被災地域の医療機関とこのN D M Sが被災者に対する主要な一般医療提供機関であり、U S & R隊における医療チームは被災者一般に対する医療提供機関ではない。

したがって、医療チームが医療行為を行う優先順位は、以下のとおりである。

- 第1位・・・隊員及びそれを支援する人
- 第2位・・・隊員により直接救助された被災者
- 第3位・・・搜索犬
- 第4位・・・その他必要な者

d1 医療チームマネージャー(MEDICAL TEAM MANAGER)

医療チームマネージャーは、医療チームを管理監督し、搜索救助隊リーダーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・災害等における医療計画を作成し、履行すること
- ・すべての医療活動を調整すること
- ・医療専門家を直接監督し、すべての安全配慮手続きを確認すること
- ・医療における組織上・兵站上の必要を決定すること
- ・ブリーフィング及び状況報告を受け、すべての医療隊員に状況の変化を周知させること
- ・状況報告書を提供し、記録書及び報告書を保持し、履行評価書作成の準備をすること
- ・隊員、搜索犬及び被災者に対する医療行為を指揮すること
- ・継続的な医療行為、評価及び外の医療機関との連携を確保すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

d2 医療専門家(MEDICAL SPECIALIST)

医療専門家は、U S & R隊における医療機能を履行する責任を負い、医療チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・医療チームマネージャーの監督の下、隊員、搜索犬及び被災者の一般的健康管理及び医療行為を行うこと
- ・医療チームマネージャーにより特定された医療計画を履行すること
- ・支給された装備等を管理すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

e 技術チーム(TECHNICAL TEAM)

技術チームは、全般的な搜索救助活動を支援する専門家集団で成り立っている。その主要任務は、危険地域の評価、構造物評価、構造物の安定化に関する助言、危険物の測定、地域の対応する機関との連携、通信及び兵站、情報及び書類管理である。

e1 技術チームマネージャー(TECHNICAL TEAM MANAGER)

技術チームマネージャーは、技術チームを管理監督し、搜索救助隊リーダーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・災害等における技術計画を作成し、履行すること
- ・すべての技術活動を調整し、監督すること
- ・構造物専門家、危険物専門家、吊上重機器専門家、技術情報専門家、通信専門家及び兵站専門家を直接監督し、すべての安全配慮手続きを確認すること
- ・技術における組織上・兵站上の必要を決定すること
- ・ブリーフィング及び状況報告を受け、すべての技術隊員に状況の変化を周知させること
- ・状況報告書を提供し、記録書及び報告書を保持し、履行評価書作成の準備をすること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

e2 構造物専門家(STRUCTURES SPECIALIST)

構造物専門家は様々な構造物の評価を担当し、技術チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・救助現場における当面の構造物の状況を評価すること
- ・現場における隊員の危険を最小限とするために、構造物の危険緩和のための適切な型式及び量を決定すること
- ・他の搜索及び救助隊と協力し支援すること
- ・支給された装備等を管理すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

e3 危険物専門家(HAZARDOUS MATERIALS SPECIALIST)

危険物専門家は、種々の危険物の評価を担当し、技術チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・地域の環境状況を継続的に監視すること
- ・搜索救助現場における危険物の状況を即時に及び継続的に測定すること
- ・必要な際に防御的な危険物緩和策を履行すること
- ・隊員及び被災者に対し、緊急の危険物除去処置を提供すること
- ・化学物質の流出及びそれによる被災者に関する情報を医療隊員に提供すること
- ・関連するすべての情報を記録すること
- ・支給された装備等を管理すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

e4 吊上重機器専門家(HEAVY EQUIPMENT & RIGGING SPECIALIST)

吊上重機器専門家は、種々の評価及び架設関係の連絡を提供し、技術チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・搜索救助活動における様々な架設関係装備の必要性及び可能性を評価すること
- ・被災者救助及び構造物の安定化のために様々な吊上技術を提供すること
- ・隊員及び重機器又はクレーンの操作者と連携及び相互調整を行うこと
- ・支給された装備等を管理すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

e5 技術情報専門家(TECHNICAL INFORMATION SPECIALIST)

技術情報専門家は、すべての関連情報を文書化・収集・検索し、技術チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・現場及び事後分析、史的書類、活動終了後の反省、事後の教訓及び訓練のため、U S & R隊の活動を詳細に記録すること
- ・隊員自身に関すること、活動予定表、現状の装備の在庫等のすべての関連情報を収集すること
- ・管理担当隊員から提供された情報から、チームミーティングの議題、活動予定表、戦略における割当て等を収集・作成すると同時に、配付するためのコピー等を行うこと
- ・支給された装備等を管理すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

e6 通信専門家(COMMUNICATIONS SPECIALIST)

通信専門家は、通信システムの管理を担当し、技術チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・全般的な通信需要を評価し、災害等における通信計画を作成すること
- ・隊の通信システムにおける周波数管理、設置、操作及び保管を行うこと
- ・他の適切な機関との通信を調整すること

- ・隊の通信システムの部品等を管理すること
- ・適切な記録及び報告を保管すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

e7 兵站専門家(LOGISTICS SPECIALIST)

兵站専門家は、装備備蓄等の管理を担当し、技術チームマネージャーに対し直接報告する。その主な役割は以下のとおりである。

- ・迅速な出動のために装備備蓄等を適切な状態に保つこと
- ・隊の装備備蓄等の包装、輸送、分配及び保管を行うこと
- ・すべての装備備蓄等に関して軍及び一般の輸送担当官と調整すること
- ・動員段階又は災害現場において、備蓄されていない物品等を調達すること
- ・隊の装備備蓄等のすべての構成物を安全に管理すること
- ・適切な記録及び報告を保管すること
- ・その他、付加的な任務を遂行すること

3 Field Operations Guide（災害現場活動ガイドブック）

U S & R隊の活動のすべてを理解する上で欠かせない参考資料として、Field Operations Guide（災害現場活動ガイドブック）がある。

U S & R隊のすべての隊員が、実戦又は訓練の際に必ず携帯している（腰から下げている）手帳型のガイドブックをField Operations Guide（F O G）と言う。

F O Gの目的は、最善の隊員の活動及び作戦を可能にし、隊員間における活動及び手続きを標準化し、安全で効率的な搜索救助活動を行うことを促進することにある。

F O Gは、項目により色分けされた非常に読み易いガイドブックであり、隊員は、自分の理解したい箇所を即座に探することができる。

その構成は、以下のとおりであるが、U S & R活動のほぼすべての事項が記載された非常に詳細な実践マニュアルである。（例えば、隊員のマスコミとのインタビューにおける応答の仕方についてのマニュアルまで含まれている。）

- (1) 白色・・・目次
- (2) 淡黄色・・・(1) F O Gの目的
 - (2) 一般説明（隊員が用意すべき持ち物等の記載がある。）
 - (3) 隊の構成
- (3) 赤色・・・隊における56のポジションのそれぞれの役割及びそれぞれの状況におけるチェック表が各ポジションごとに記載されている。
- (4) 緑色・・・国防省の役割等に関する事項
- (5) 黄色・・・(1) 隊の管理（隊の管理及び調整に関する留意事項、任務時及び任務解除

におけるチェック表、安全への配慮、メディア対策について記載されている。)

(2) 装備管理 (包装及び輸送に関する留意事項、装備の責任及び管理事項について記載されている。)

(3) 現場での活動 (現場におけるそれぞれの小隊における戦略が記載されている。)

(6) 青色・・・U S & R 先遣隊に関する事項

(7) 白色・・・記録書及び報告書等の様式、その他用語の説明等

4 ポジションにおける資格

U S & R 隊におけるそれぞれのポジション (隊員) は、一般要件と特殊要件を共に満たすことが要求される。

一般要件は、年齢、体力的要求、一般的知識に関することが多く、また、各ポジションでそれぞれ要求される基準にはかなりの共通項がある。

すべてのポジションにおいて要求されている一般要件として、・年齢が21歳以上であること・逆境において長時間活動できること・6時間以内に派遣され、72時間の自給自足体制が可能なこと、等の事項が挙げられる。

知識に関する要求については、全米消防予防協会 (National Fire Protection Association ; N F P A) による「危険物に対する初期対応者の知識に関するプログラム N F P A 4 7 2」を終了していること、また、少なくとも米国赤十字により与えられる基礎的ライフサポートに関する資格を有することが、すべての隊員に要求されている。

特殊要件としては、それぞれのポジションにおける特殊な任務を遂行するため必要な知識及び能力が要求されており、例えば、救助専門家は、州により認可された「緊急医療専門家」の資格が必要とされ、全米消防予防協会 (N F P A) 1 0 0 1 に基づく初期消化技術等の各種特殊な能力及び技術が要求されている。

5 ボランティア隊員

支援機関に勤務する消防職員等とともにU S & R 隊を構成するボランティア隊員は、U S & R 隊の活動において重要な役割を果たしている。各隊によりその隊員比率は異なるが、ボランティア隊員がその隊の50%を占めるケースも見受けられる。ボランティア隊員は、支援機関又は支援機関が所属する州の臨時職員として雇用される。

ボランティア隊員が主に占めるポジションは三つあり、その一つが搜索犬搜索専門家である。彼等は、自ら搜索犬を所有し定期的に訓練を行っている。また、医療専門家は、地元の医者がボランティアで参加するケースが多く、技術チームの中の構造物専門家や吊上

重機器専門家等は建設会社からのボランティアが多い。

支援機関は、ボランティア隊員の電話番号、ポケットベル等の連絡先をデータベース化し、迅速な連絡体制を築いている。支援機関又はボランティア隊員自身が、ボランティア隊員の雇用者等と協定を結び、彼等が出動する際には、予告なしにあるいは直前の申請により、休暇をとることができるようにしている。

第4節 U S & R隊の出動過程

連邦対応計画における災害発生時以降一連の連邦対応の過程については、第2章で述べたところであるが、ここでは、特にU S & R隊の出動過程について取り上げる。

災害現場におけるU S & R隊の活動については、第3節の各ポジションの役割の中で触れたので、以下、U S & R隊の動員から現場への輸送までの過程について説明する。

1 通報段階

大規模災害等の通報の際には、F E M Aの作戦計画担当官監督下の国家緊急事態調整センター（N E C C）（注1）が、すべてのU S & R隊を警告下に置く。

作戦計画担当官は、即時に、F E M A地域活動センター（R O C）（注2）及び適切なF E M A地域U S & R調整官と連絡をとり、すべてのU S & R隊が包括的に警告下に置かれていること及び即時に派遣すべきU S & R隊を確認し動員する手続きが行われていることを報告する。

被災地域の場所及び災害の規模が確認されると、F E M Aは、連邦対応の一つとして緊急支援活動の中の都市搜索救助（E S F 9）を履行すべきかどうかを決定する。

次に、作戦計画担当官は、国家U S & Rデータベース（注3）を検索し、即時に動員できるU S & R隊を探し出す。

その後、作戦計画担当官監督下のN E C Cが、軍事支援ダイレクターと調整し、選出したすべてのU S & R隊が所属する適切な州及び（又は）地方の担当官に通報することにより、このシステムを発動させる。この通報には、初期状況報告及びその他の適切な情報が含まれる。

支援機関は、そのU S & R隊の能力的な制限等についてN E C Cに報告する責任を負う。

N E C Cは、また、適切な時に、又は作戦計画担当官を通して軍事支援ダイレクターの指示があった際に、警告及び発動を撤回する責任を負う。

動員されるべきU S & R隊を選出し決定するのと同時期に、軍事支援ダイレクターは作戦計画担当官と協議し、輸送要件を決定する。軍事支援ダイレクターは、また、U S & R隊の出発地点における飛行状況に関する情報を提供する。作戦計画担当官は、データベースを検索し、それぞれのU S & R隊における関連する兵站の状況（重量等）を軍事支援デ

イレクターに報告する。

（注１）国家緊急事態調整センター（NECC）

FEMAにおける24時間監視組織であり、バージニア州にある。24時間3交替制で、各種のモニタリングを行っている。

（注２）地域活動センター（ROC）

連邦対応計画に基づく国の支援を必要とする事態に対応して（あるいは予想して）FEMA地域事務所（又は連邦地域センター）内に設置される組織である。

地域活動センター（ROC）には、FEMAの地域担当者及び必要とされるESF主要官庁の職員を配置する。同センターは、被害を受けた州、連邦関係省庁等が最初に連絡する地点である。

（注３）国家US&Rデータベース

FEMAは、連邦対応計画におけるESF9活動に対応するUS&R隊を、企画・警告・動員・管理するための国家US&Rデータベースを開発し、管理している。保有している主な情報は、以下のとおりである。

- ・US&R隊のリスト（支援機関等関係機関の連絡先等を含む。）
- ・隊における出動準備体制のレベル
- ・隊における兵站状況に関する情報（装備の重量等）
- ・隊におけるラジオの周波数状況等
- ・隊における特殊能力及び特殊要件
- ・隊における事前に判明している活動センター（出発地点等）
- ・隊における機能要素の状況（他の隊のその他の機能要素と結合することにより統一した1隊が形成できないかという可能性を模索するため。）

2 通報の種類

通報には、警告、発動及び撤回の3種類がある。3種類の通報の内容及び要求される情報は、以下のとおりである。

	警 告 (alert)	発 動 (activation)	撤 回 (cancellation)
通報の内容	大規模災害等が発生したこと又は発生しそうであること（その時点では、動員を要しない）	U S & R 隊の動員及び任務への対応を要求すること	隊の活動が必要とされなくなったこと
要求される情報	・ 災害等の種類 ・ 災害現場の場所 ・ 災害の規模 ・ 天候状況 ・ 現状	・ 災害等の種類 ・ 災害現場の場所 ・ 災害の規模 ・ 天候状況 ・ 現状 ・ 損害評価 ・ 出発地点 ・ 出発時間 ・ 航空状況 ・ コンタクトパーソンの周波数 ・ 動員センターの場所 ・ 動員される他の隊 ・ 予想される派遣期間 ・ 公式の発動時間 ・ 発動を指令した人物	・ 撤回の理由 ・ 撤回を指令した人物 ・ 撤回時間 ・ 返済に関する情報（注 1）

（注 1） 返済に関する情報

隊員の動員に要した費用は F E M A により支援機関に対して返済される。（詳細については後述）

3 輸送段階

U S & R 隊の災害現場への輸送は、軍用機や軍ヘリコプター等の空輸を利用することが多いが、天候状況や災害現場の地理的条件等の理由により、陸輸により行われる場合もある。U S & R 隊の輸送は、国防省が担当する。

U S & R 隊の動員が発令されると、F E M A はペンタゴンの軍事支援ディレクターに連絡し、動員される U S & R 隊、予想される到着地点と設置される動員センターの場所、輸送要件等の情報を提供する。

動員後、U S & R 隊が災害現場に到着するまでの流れは、以下のとおりである。

(1) 発動指令

発動指令後、あらかじめ決められた集合場所（ほとんど所属機関）に集合し、出発地点に向かう。

(2) 出発地点に到着

出発地点とは、あらかじめ指定された軍施設であることが多い。発動指令から6時間以内に集合し、輸送される。

(3) 軍用機等による輸送

(4) 到着地点に到着

到着地点とは、災害現場内あるいは近くに指定される場所（通常は空港であることが多い。）で、U S & R隊をはじめとするスタッフ、物資等がまず到着する場所である。到着地点から次の動員センターまでの輸送は、軍のヘリコプターが利用されることが多い。

(5) 動員センターに到着

動員センターとは、救援物資やその他の資源を到着地点から受け入れ、中間集結地域や直接災害現場へ送るために事前に整理する場所である。

また、動員センターは、隊員が派遣されるまで、食事や宿泊などの臨時の支援サービスを隊員に対して提供する。

(6) 中間集結地域又は災害現場に到着

中間集結地域は、災害現場近くの地区レベルの施設であり、被災地域内の活動地域に直ちに配備するために救援隊員や資材を集める場所である。

4 オクラホマ爆破事故における出動過程

オクラホマ爆破事故においては、Phoenix, Sacramento, Virginia Beach, New York City, Montgomery County and Los Angeles County の計6隊が現場に出動し、搜索救助活動を展開したが、ここでは、最初の発動指令が出され、事件当日に現場に到着したPhoenixとSacramentoの2隊の出動過程について述べる。

F E M Aの発動指令に際しては、国家U S & Rデータシステムの検索により即時に動員すべき隊が決定されることとなっている点は前記のとおりであるが、それはマニュアル上の手続きであり、PhoenixとSacramentoの2隊が最初に出動することとなった実質的理由は、以下のとおりである。

- ・過去の実績から、出動過程が優れていること
- ・災害現場から比較的近い場所にあること
- ・軍の基地に近く、隊の輸送が迅速にできること

オクラホマ爆破事故における2隊の出動過程（1995年4月19日）

オクラホマ現地時間	フェニックス現地時間	サクラメント現地時間	活 動 内 容
9 : 0 5	7 : 0 5	7 : 0 5	爆破事故発生
1 0 : 3 5	8 : 3 5		PHOENIXチームに対し、警告指令
1 1 : 0 0	9 : 0 0		PHOENIXチームに対し、出動指令
1 1 : 4 1		9 : 4 1	SACRAMENTOチームに対し、出動指令
1 4 : 3 0	1 2 : 3 0		PHOENIXチーム、リ्यूク空軍基地に到着
1 8 : 0 0	1 6 : 0 0		PHOENIXチーム、リ्यूク空軍基地より離陸
2 0 : 1 5	1 8 : 1 5		PHOENIXチーム、オクラホマ到着
2 0 : 4 1		1 8 : 4 1	SACRAMENTOチーム、オクラホマへ出発
2 2 : 3 0		2 0 : 3 0	SACRAMENTOチーム、オクラホマ到着
2 3 : 3 0	2 1 : 3 0	2 1 : 3 0	ブリーフィング開始
1 : 0 0	2 3 : 0 0	2 3 : 0 0	活動開始

第5節 U S & R 緊急事態支援隊（US&R Incident Support Team）

1 U S & R 緊急事態支援隊

U S & R 隊とともに国家U S & R 対応システムを構成するもう一つの対応資源をU S & R 緊急事態支援隊と言う。

U S & R 緊急事態支援隊は、U S & R 隊を動員する必要性を確認し、U S & R 隊を迅速かつ効率的に動員するために、U S & R 隊に先立ち災害現場に派遣される。

U S & R 緊急事態支援隊は、迅速な集合と被災地への派遣が可能（2時間以内に派遣が可能）な高資格を有する専門家集団を提供し、その使命は、災害現場事務所（D F O）において、U S & R に関することを管理及び調整し、災害現場における状況等を評価し、連邦、州及び地方レベルにおける各種災害担当官に対しU S & R 活動に関して助言等することである。ただし、隊は、州及び地方の災害対応活動を直接に管理するわけではなく、あくまで調整機能としての役割を担っていることに留意すべきである。

U S & R 緊急事態支援隊が事前に派遣される理由の一つは、地方及び州における災害担当官が、F E M A のU S & R 対応システムを十分に理解していない場合があり、そのためにU S & R 隊が迅速に対応できない可能性があるからである。

最近における災害事例を評価した結果、災害現場における調整部門及び兵站部門の重要性が特に認識されており、U S & R 活動の調整・兵站部門を担当するU S & R 緊急事態支援隊の組織強化が現在検討されている。

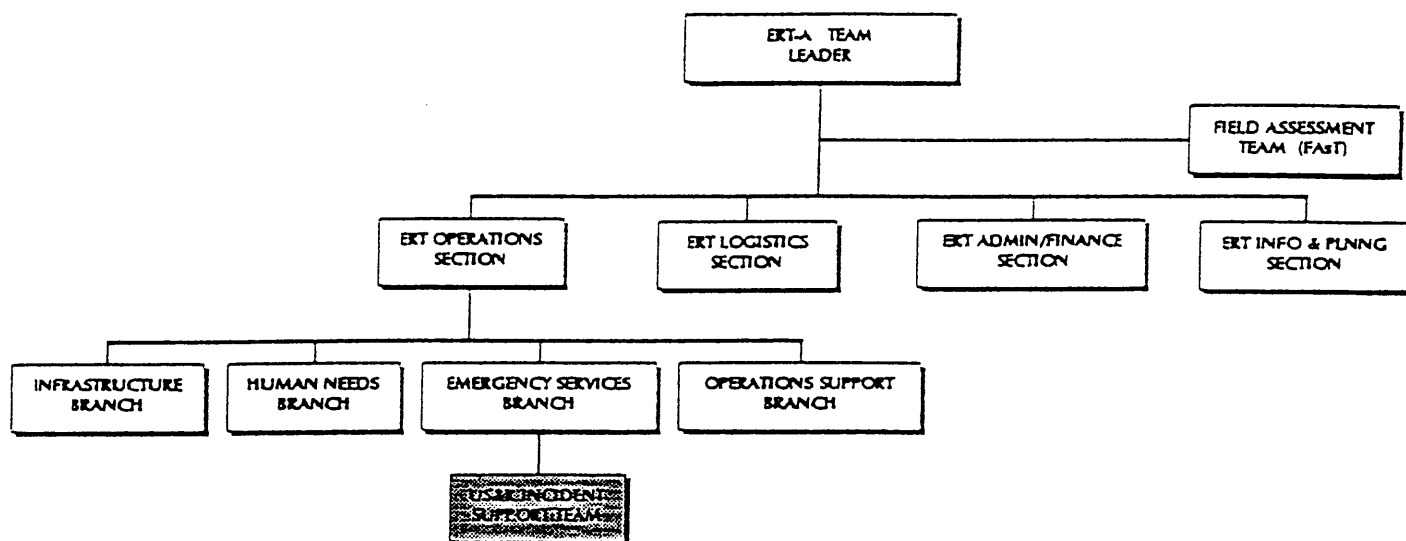
2 U S & R 緊急事態支援隊の位置付け

第2章で述べたとおり、大規模災害等が発生した場合、その地区のF E M A地域事務所から緊急対応先遣隊（E R T－A）が派遣され、州の災害担当官等との調整にあたる。連邦調整官（F C O）が任命されると、緊急対応先遣隊（E R T－A）は、緊急対応隊（E R T）に昇格し、その災害が国家レベルにまで及ぶ場合には、F E M A本部は、連邦緊急対応隊（E R T－N）を派遣する。

U S & R 緊急事態支援隊は、参照図7が示すとおり、緊急対応チーム先遣隊（E R T－A）の活動部門の中の緊急サービス小部門におけるE S F 9を担当し、E R T－AがE R T－Nに昇格した後も、同じく活動部門の中の緊急サービス小部門におけるE S F 9を担当する。

参照図7

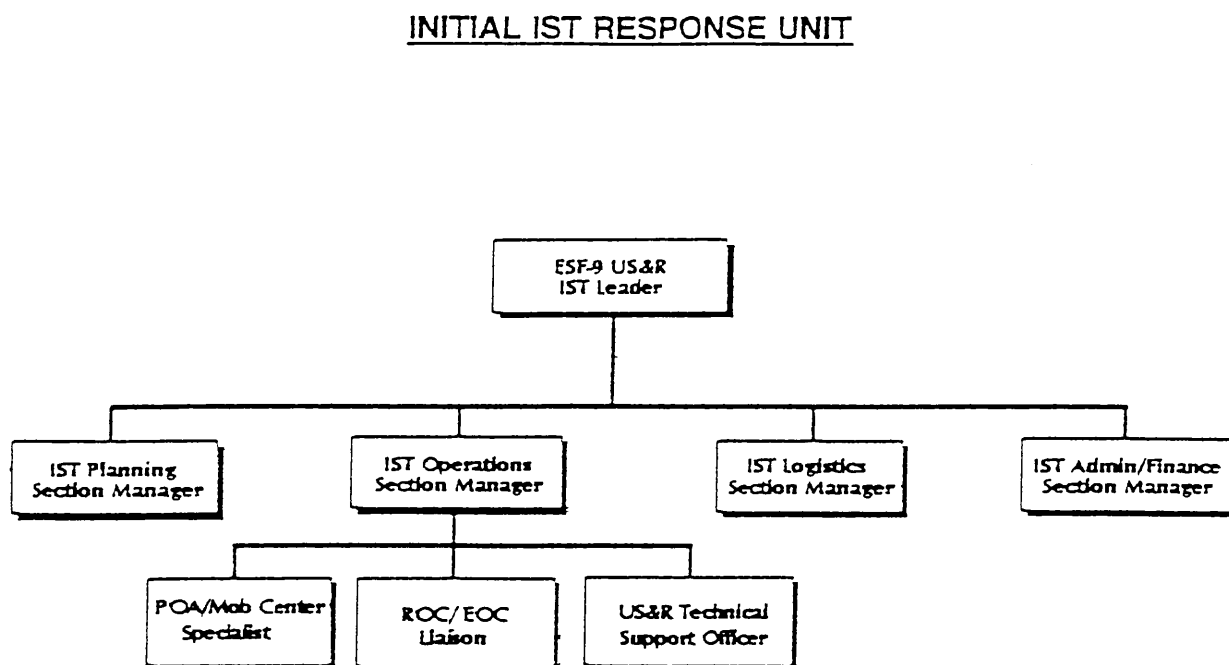
EMERGENCY RESPONSE TEAM — ADVANCE ELEMENT (ERT-A)



3 US & R 緊急事態支援隊の構成

US & R 緊急支援隊の構成は参照図 8 のとおりである。

参照図 8



第4章 U S & R活動における制度と仕組み

第1節 合意の覚書 (Memorandum of Agreement)

1 合意の覚書

F E M A、支援機関が所属する州及び支援機関の3者間で締結されるU S & R活動に関する合意書を「合意の覚書(Memorandum of Agreement)」と言う。

合意の覚書は、U S & R活動を行うに際してのF E M A、州及び支援機関の責任と関係を規律する根拠となるものである。したがって、合意の覚書を締結していないU S & R隊に対しF E M Aが発動指令を出すことはない。

現在では、ほとんどの支援機関との間で合意の覚書が締結されており、上述したような問題は生じないが、従前は、合意の覚書を締結していなかった支援機関に対してU S & R隊の派遣を要請したケースがあった。そのような場合には、派遣要請する直前に（一夜にして）合意の覚書を臨時的に締結し、その後正式に派遣要請することとなった経緯があるようである。

合意の覚書は、後述するU S & R活動に関するF E M A、州及び支援機関のそれぞれの責任について、また、F E M Aと支援機関の間における経費返済について定めており、U S & R制度を理解する上での貴重な資料と言える。

2 合意の覚書における問題点と課題

第1章で述べた連邦対応計画が、連邦政府機関における災害対応の根拠規定であるのに対し、合意の覚書は、F E M A、州政府及び支援機関におけるU S & R活動の根拠規定である。

しかし、合意の覚書については、第1にその手続面で、第2にその内容面での問題点が指摘されている。

合意の覚書は、それぞれのU S & R隊を支援する機関(city or county)とそれが所属している州政府に対して、F E M Aが個別に締結する協定であるため、締結年月日も異なり、内容面でも若干の相違が見られるほか、現在なお合意の覚書を実際に締結していない団体もみられる等の問題を抱えている。このため、すべての団体に対し、統一的な合意の覚書を締結することが急務とされ、F E M Aにおいて、現在、その統一的な合意の覚書案が準備中で、作成できしだい、その統一的合意の覚書を全関係団体と締結することとなっている。（この場合、既に合意の覚書を締結している団体に対しては、旧覚書を撤廃した後に、この統一的覚書为新覚書として締結することとなる。）

しかし、「新合意の覚書」（現在作成中の統一的な合意の覚書）を作成している理由は、

そのような手続き上の不備を是正するためというよりも、現在の合意の覚書における内容的欠陥を是正する意味合いが強い。

「旧合意の覚書」（既に締結された合意の覚書の中で、最も締結年月日が新しく、最も典型的な合意の覚書とされている、F E M A、メリーランド州及びモントゴメリー郡との間で締結された合意の覚書を以下、このように呼ぶ。）においては、F E M A、州政府及び支援機関の責任の所在が不明確であり、また、その3者間の関係においても改善すべき余地が残されているためである。

例えば、訓練期間中にU S & R隊員が怪我等をした場合、どこの機関が補償を行うかという責任の所在については「旧合意の覚書」においては規定されておらず、実際に問題が生じた際には司法的判断を待たざるをえない。「新合意の覚書」案は、各機関における責任の明確化を意図し、3者間の関係を改善する内容となっている。

第2節におけるF E M A、州政府及び支援機関の責任、第3節における隊員の身分、第4節のU S & R活動における財政制度の中の返済制度は、現行の「旧合意の覚書」を基にしつつ、「新合意の覚書」における新しい考え方についても言及することとした。

第2節 F E M A、州政府及び支援機関の責任

合意の覚書においては、F E M A、州政府及び支援機関の責任についての規定がある。「新合意の覚書」においては、F E M AをF E M A本部とF E M A地域事務所に分けてそれぞれの責任が規定され、また、緊急事態支援隊（I S T）についての責任の規定が設けられている。

各機関の責任について、「旧合意の覚書」と「新合意の覚書」においては、内容的には大きな相違はない。ただし、一部「旧合意の覚書」の中には、意味が不明確な条項や説明が不十分な条項もあるので、それについては、「新合意の覚書」における条項も参照した。

1 F E M Aの責任

- (1) 支援機関、州及びその他関係機関との間の調整をすること
- (2) 「F E M A都市搜索救助対応システムマニュアル」に規定されているU S & R活動を履行することを可能にする装備及び訓練に対して限定的補助及び技術支援を行うこと
- (3) 災害現場へ派遣された隊員に対する現金支出を行うこと
- (4) F E M A本部に対する必要な書類の提出を確保するため、F E M A地域事務所において書類管理を行うこと

2 州政府の責任

- (1) 常にコンタクトパーソン等と連絡が取れる状態にしておくことを含めて、24時間警戒体制を保持すること
- (2) FEMAから要請を受けた際には、US&R隊に対する警戒及び出動手続きを履行すること
- (3) FEMA地域事務所に対する必要な書類の提出を確保するため、州レベルでの書類管理を行うこと

3 支援機関の責任

- (1) 「FEMA都市搜索救助対応システムマニュアル」に規定されているガイドラインに従い、US&R隊を募集し、編成すること
- (2) 公衆衛生局（PHS）を通じて、US&R隊のすべての医療隊員に対して国家医療支援チーム（DMAT）としての資格を付与し、登録すること
- (3) すべての隊員に対し、個々のポジションに応じて、その能力、技術等を維持し発展させる訓練を提供すること
- (4) 内部における出動体制を開発し、訓練し、履行すること
- (5) US&R隊に関連する行政的、財政的、人的管理をすること
- (6) 州政府を通じて、FEMA地域事務所、FEMA本部に対し、各種報告を行うこと
- (7) US&R活動に利用される特殊な装備を保存し、管理すること（すべての耐久財としての装備リストを、隊が常に管理し、そのリストには、その装備の購入方法及び連邦政府からの補助金額を載せなければならない。毎年、このリストは、FEMA地域事務所に提出する。）
- (8) FEMA及び州政府との合意に基づき、US&R関連の訓練に、隊員と装備を提供すること（ただし、訓練の要請があった際に、これらの資源を提供するか否かの判断は、支援機関及び州政府に留保されている。）
- (9) 統一的支払を可能にするため、支援機関の職員ではない隊員は、非常事態職員として、支援機関若しくは州政府の給料表に基づかせること（支援機関若しくは州政府がこれをしなかった場合、それらの隊員は、連邦給料表に基づく災害支援職員として登録される。）

第3節 隊員の身分

1 隊員の身分に関する概念

平時におけるUS&R隊員の身分は、ボランティア隊員は別にして、各支援機関に勤務する地方公務員である。

しかし、F E M Aにより、派遣を要請され、災害現場へ出動している際の各隊員の身分は、「旧合意の覚書」においては「F E M Aに対するボランティア」、「新合意の覚書」においては「連邦ボランティア」とされるが、その身分については二つの説がある。

従来からの見解は、各隊員は、あくまで地方公務員としての身分を維持し、F E M Aは隊員を動員することに要する経費を各支援機関に返済するに過ぎないというものである。

これに対して、「新合意の覚書」の中では、給料体系を別にして、出動時におけるU S & R隊を連邦職員とみなそうとする動きもみられる。

この考え方は、各U S & R隊の標準化を図るねらいがあると同時に、今まで不明瞭であった責任の所在を明確化するねらいも持っているようである。

以下説明するとおり、出動時において与えられる各種連邦政府職員としての性格は、旧説では、説明しえない要素が含まれているため、出動時における隊員は、身分としては連邦職員ではあるが、その給料等について便宜上所属機関の体系を維持しているものと考えるのが、おそらく妥当であろう。

以下、給料、公務災害補償及び不法行為における隊員の身分について説明する。

2 給料

出動期間中における各隊員の給料は、各支援機関の給料表等に従い、支援機関から各隊員に支給され、支援機関は、F E M Aに対しその費用を請求し、F E M Aは、その費用を返済する。

出動期間における旅費及び日当は、連邦規則に従い支給される。

この制度については、「新・旧合意の覚書」間での相違はない。

3 公務災害補償

隊員が、公務災害を被った場合の補償については、「新・旧合意の覚書」間で、大きな相違が見られる。

「旧合意の覚書」においては、隊員が出動時に公務災害を被った場合の補償者は、州政府若しくは地方政府の公務災害補償法に従い補償が行われ、その費用をF E M Aが返済するという仕組みがとられている。

また、U S & R隊の訓練時における公務災害については、どの機関が最終的に負担するのかという規定が存在しない。

これに対し、「新合意の覚書」においては、隊員が出動時に公務災害を被った場合は、連邦政府職員公務災害補償法に従い、補償が行われる。これは、各州法等の相違により、補償の基準が一律ではなく、また州法等に従い費用を返済した場合財政的に支出がかさむことが予想されるために、隊員を連邦政府職員とみなし、補償の一元化及び財政支出の抑

制を図ったことによるものである。

さらに、訓練中の公務災害については、訓練を「TRAINING」と「EXERCISE」に分類し、「TRAINING」を連邦政府の命令、指揮及び財源に基づき行われる訓練、「EXERCISE」を支援機関の命令、指揮及び財源に基づき行われる訓練と位置付け、「TRAINING」中における公務災害を、連邦政府職員公務災害補償法に従い、補償することとした。

4 不法行為

スタッフォード法において定められているように、連邦対応機能の履行に基づく行為について、連邦対応計画の一員としての出動期間中の隊員は、その行為の有責性を問われることはない。

また、出動期間中（「新合意の覚書」においては「TRAINING」中を含む。）の隊員が、その目的の範囲内の行為に対する不法行為責任を問われた場合は、隊員は連邦職員となり、連邦不法行為損害賠償法の適用を受ける。

第4節 US & R活動における財政制度

この節では、US & R活動に関する財政システムにおける二つの重要な仕組み（補助制度と返済制度）について解説するが、FEMAから支出されるその他の財政項目としては以下の項目等がある。

- ・FEMAが直接実施する機能訓練に関する支出（機能訓練とは、US & R隊における各ポジションごとにコースを設け、行われる訓練である。）
- ・各US & R隊に対する出動体制評価（Readiness Valuation）に関する支出
- ・US & R諮問委員会の活動支援に関する支出（US & R諮問委員会は・管理小委員会・作戦小委員会・兵站小委員会・通信小委員会・訓練小委員会・情報管理小委員会の六つの小委員会で構成され、US & R活動に関する企画・助言等を行う機関である。）

1 補助制度

US & R活動における財政制度の最も基礎的な仕組みは、FEMAから各支援機関に支給される補助金である。

この補助制度は、1991年度から開始されており、これは、国家US & R隊が創設された年でもある。言い替えれば、この補助制度により現在のUS & R隊が発足し、また、逆に、この補助を受けていないUS & R隊は、いかに優秀なUS & R隊であろうと、国家US & R隊を構成することはない。

すなわち、この補助制度がU S & R活動の基礎をなすのは、それが、単なる各支援機関に対する財政的支援という意味とは別に、補助を受けている支援機関が国家U S & R隊を構成するという意味を付与するからに他ならない。

この補助金は、支援機関により、U S & R活動のための装備の購入又は訓練のために使用される。

以下、この補助制度に関する主な特色について述べる。

(1) 一律主義

補助金は、1991年度の開始年度を除いて、25のそれぞれの支援機関に対して平等に分配されている。1992年度には一律1万ドル、1993年度には一律1万5千ドル、1995年度には一律2万5千ドルが、それぞれの支援機関に対して支給されている。(ただし、支援機関の側で、補助金を使用せずに返却する場合があります、その返却金をさらに必要に応じて支援機関に分配するため、結果的には受領した補助金額が一律でない場合がある。)

この一律主義に対しては、現在、反対論が強く、出動体制評価等を通して得られた情報を下に、意欲的な支援機関や早急に整備を要する支援機関に対して重点的補助配分をする等の案が検討されており、近い将来、そのような重点配分主義に移行することが予想される。

(2) 州政府による補助 (Matching)

連邦政府からの支援機関に対する補助金に応じて、州政府から支援機関に対し補助金が支給されるシステムを「マッチング」と呼ぶ。

例えば、1991年の開始年度においては、50/50「マッチング」であり、連邦政府から支給される補助金と同額の補助を州政府は支給しなければならなかった。

この「マッチング」は、1992年度に75/25「マッチング」となり、州政府補助の割合が減じられ、1994年度には、「マッチング」システムは廃止され、原則的には、州政府によるU S & R活動に関する補助システムは消滅した。しかし、現在でも、自主的にU S & R活動に関する補助を支援機関に対して行っている州もあり、一概に州政府による補助がないとは言えない。

このような「マッチング」が消滅した背景には、連邦－州関係における重大な政治的焦点となった財源未措置強制事務の改革の動きの中で国家U S & R活動の経費負担も見直すこととされたという事情がある。

(3) 財源

補助制度における財源は、1991年度から1994年度までの間は、国家地震危機削減計画予算の一部から拠出されていたが、1994年度には、U S & R活動に対する補助

予算配分が0という結果を生じている。

1995年度からは、災害救済基金から補助予算が拠出されることとなった。この財源項目の変更は、US&R活動は、震災のみならず、その他の災害に対しても行われる以上、災害救済基金から予算を拠出すべきであるという議論に基づくものであるが、実質的理由は、地震危機削減計画予算が1994年度以降大幅にカットされたことによるものといわれる。

2 返済制度

US&R活動におけるもう一つの特徴的な財政制度は返済制度と呼ばれるものである。返済制度とは、支援機関により支出されたUS&R活動に関する必要経費をFEMAが後に同機関に対して返済する仕組みである。

この制度の詳細は、合意の覚書における「財政的合意 (Financial Agreements)」の章に規定されている。

(1) 給料の返済

第3節で述べたように、出勤期間中における各隊員の給料は、各支援機関の給料表等に従い、支援機関から各隊員に支給され、支援機関は、FEMAに対しその費用を請求し、FEMAは、その費用を返済する。

(2) 補充経費の返済

隊員が派遣されることにより、支援機関が負担することになる合理的支出（例えば、他の支援機関の職員が派遣されている隊員の職務を補充するために超過勤務をした場合の超過勤務手当等）は、FEMAにより、返済される。

(3) 装備維持等に対する返済

派遣期間中（「新合意の覚書」においては、「Training」 期間中を含む。）に消耗した隊の装備、資材等を補充することに要した経費については、FEMAにより返済される。

参考文献等

1. A GUIDE TO FEDERAL AID IN DISASTERS (FEMA)
2. FEDERAL RESPONSE PLAN (FOR PUBLIC LAW 83-228, AS AMENDED)
3. FEMA FAX SERIES (FEMA)
4. FIELD OPERATIONS GUIDE (FEMA)
5. INJURY COMPENSATION FOR FEDERAL EMPLOYEES (U.S. DEPARTMENT OF LABOR)
6. MEMORANDUM OF AGREEMENT (DRAFTED BY FEMA)
7. MEMORANDUM OF AGREEMENT (FEMA, THE STATE OF MARYLAND AND THE COUNTY OF MONTGOMERY FIRE AND RESCUE DEPARTMENT US&R TEAM)
8. NATIONAL EMERGENCY MANAGEMENT RESPONSE TEAM CONCEPT OF OPERATIONS (FEMA)
9. NEWS, ADVISORY AND SITUATION REPORTS OF OKLAHOMA BOMB INCIDENT (FEMA)
10. STANDARD ON SEARCH AND RESCUE TRAINING FOR STRUCTURAL COLLAPSE INCIDENTS (NFPA)
11. URBAN SEARCH & RESCUE OPERATIONAL SYSTEM DESCRIPTION (FEMA)
12. URBAN SEARCH AND RESCUE RESPONSE SYSTEM SERIES (FEMA)

C L A I R R E P O R T 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 116 号	米国における国家都市搜索救助システム　－FEMAとUS&R隊－	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1 9 9 5 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1 9 9 5 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1 9 9 4 年中間選挙　－地殻変動をもたらした米国政治の動向－	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン　－その過去・現在・未来－	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 90 号	1 9 9 4 年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 87 号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/5/30
第 86 号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/5/30
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 83 号	統一ドイツと財政調整　－連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/4/15
第 82 号	アイルランド　－国の仕組みと地方自治－	1994/3/25
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 80 号	内側から見た英国	1994/3/15
第 79 号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24